

令和7年度保育園・認定こども園の利用案内書

令和7年度より、申込方法を選択できます(羽曳野市外の施設を希望される方は窓口申込のみ)

- 「1. 電子申込(ご自身のパソコンやスマートフォンから申込)」
- 「2. 窓口申込(市役所窓口にて申込)」

1. 電子申込

別紙「電子申込について」記載の QR コードより、申込手続きしてください。

申込方法等については、別紙に記載しています。

2. 窓口申込

- ◆ 期 間 10月16日(水).....13:30~16:00
10月17日(木)、18日(金)、21日(月)~25日(金)....10:00~16:00<12:00~13:30を除く>
10月19日(土).....9:30~16:00<12:00~13:30を除く>

◆ 場 所 羽曳野市役所こども保育課(本館1階①窓口)

◆ 事前予約 オンラインにて事前に来庁予約ができます。下記の QR コードから予約をお願いします。

10月1日(火) 9:00 から開始 10月25日(金)12:00 まで

(電話予約不可。事前予約がない場合も当日の受付を行います。予約の方優先とします。)

◆ 持 ち 物 必要書類 ※詳しくは3ページをご覧ください。



スケジュール

令和7年4月1日入園

- 1次結果 利用調整結果通知.....令和7年1月中旬発送予定(申込者全員に通知)
支給認定証及び支給認定結果通知書....令和7年1月中旬発送予定(申込者全員に通知)
- 2次申込 申込期限.....令和7年2月5日(水)
- 2次結果 利用調整結果通知.....令和7年2月下旬頃(利用可のみ通知)
支給認定証及び支給認定結果通知書....令和7年3月上旬発送予定(申込者全員に通知)

令和7年度途中(5月1日以降) 入園 [随時受付]

- 申込期限 1次申込受付期間後から利用希望月の前月5日(閉庁日の場合は翌開庁日)
- 結 果 利用調整結果通知.....利用希望前月の20日前後(利用可のみ通知)

も く じ	保育の必要性の認定・利用手続きの流れ	P1~P3
	入園の申請に必要な書類	P3
	利用調整(選考)基準について	P4
	羽曳野市内認可保育施設	P4~P5
	利用者負担額(保育料・給食費)について	P6~P8
	入園申込に係る注意事項について/入園後の注意事項について	P8~P11
	子育てのための施設等利用給付のご案内	P11

【お問い合わせ先】

羽曳野市こどもえがお部こども保育課
給付担当

TEL 072-958-1111 (内線 1231~1235)

○**保育園**とは、児童の保護者いずれもが仕事や病気などで家庭で保育できないと認められる場合に、保護者に代わって保育する施設です。

○**認定こども園**とは、幼稚園と保育園の機能をあわせもち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行う施設です。

保育の必要性の認定・利用手続きの流れ

保育施設を利用するには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定には以下の3つの区分があり、利用できる施設が異なります。

保育園・認定こども園を希望する場合は、2号・3号の「保育認定」を受け、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

認定区分	対象年齢	利用できる施設など	利用手続き
1号認定	3歳～5歳児	保育の必要性がなく「教育」を希望される場合	各施設に直接申込
2号認定		保育を必要とする事由に該当し「保育」を希望する場合	
3号認定	0歳～2歳児	保育を必要とする事由に該当し「保育」を希望する場合	3ページの「利用手続き・利用決定までの流れ」をご参照ください。

◆令和7年度入園対象者年齢

令和7(2025)年度入園対象者年齢	
誕生日が過ぎて年齢が上がってもその年の年度末までそのままの歳児です	
5歳児	H31(2019).4.2～R2(2020).4.1生まれ
4歳児	R2(2020).4.2～R3(2021).4.1生まれ
3歳児	R3(2021).4.2～R4(2022).4.1生まれ
2歳児	R4(2022).4.2～R5(2023).4.1生まれ
1歳児	R5(2023).4.2～R6(2024).4.1生まれ
0歳児	R6(2024).4.2～生まれ

◆保育利用の対象となる児童

○羽曳野市に居住し、首がすわっている児童(利用希望日までに羽曳野市に住民登録をされる方を含む)

○保護者(父・母等)が以下の「保育を必要とする事由」により家庭で保育ができない児童

◆保育を必要とする事由

- ・就労(月64時間以上の労働を常態としていること「フルタイム、パートタイム、内職、居宅内労働などを含む」)
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病・障がい
- ・親族(長期間入院等をしている親族を含む)の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動(起業準備を含む)
- ・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ・育児休業(既に保育施設を利用している子どもがおり、育児休業を取得する場合)
- ・その他(上記に類する状態として市長が認める場合)

「保育を必要とする事由」に該当していても保育施設等の定員等の状況で入園できない場合があります。

入園可能人数を超えて施設の利用申請があった場合は、利用調整(選考)により入園児童を決定します。

◆保育の必要量について

保育認定を受ける方は、保育の必要量により「保育標準時間」または「保育短時間」に区分します。

「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる最長の時間や保育料が異なります。

○【保育標準時間】・・・フルタイム就労(月 120 時間以上の就労)を想定した利用時間(1日に最長 11 時間)

○【保育短時間】・・・パートタイム就労等、短い就労(月 120 時間未満の就労)を想定した利用時間(1日に最長8時間)

※ただし、実際に保育を利用できる時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間等、現に保育を必要とする時間の範囲内での利用になります。

◆保育必要量と教育・保育給付認定有効期間

保育必要事由	保育必要量		教育・保育認定の有効期限	
			2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
就労	保育標準時間	保育短時間	小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで
妊娠・出産	保育標準時間		産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	保育短時間		小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで
介護・看護	保育標準時間		小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで
災害復旧	保育標準時間		小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで
求職活動	保育短時間		90日が経過する日が属する月の末日まで	
就学	保育標準時間	保育短時間	保護者の卒業・修了予定日が属する月の末日まで	
育児休業	保育短時間		育児休業対象の児童が満1歳となる年度末までを限度に保護者の育児休業期間	
その他	保育標準時間	保育短時間	小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで

○保育標準時間 7:30～18:30

○保育短時間 (公立)9:00～17:00 (私立)8:30～16:30

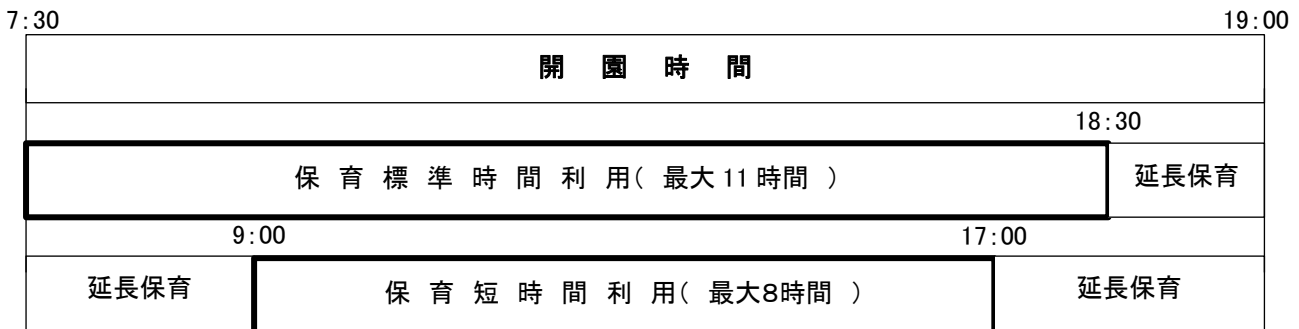
○3号認定の有効期限に達した時は、新たに2号認定の支給認定決定通知書等を送付します。

◆保育必要量と延長保育について

教育・保育認定を受けた保育時間以外で保育を利用される方は、延長保育を利用することができます。

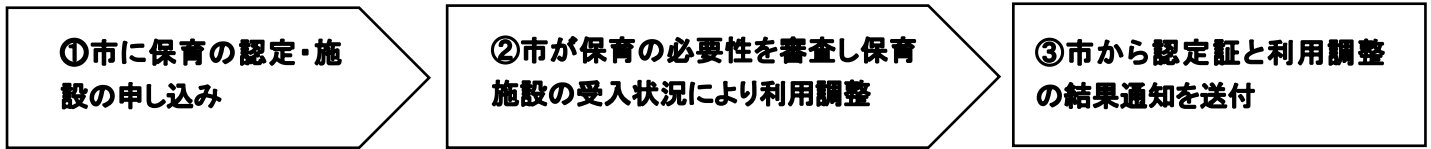
利用にあたっては、別途「延長保育利用料」が必要です。

【保育必要量と延長保育のイメージ(開園時間は施設によって異なります)】



◆ 利用手続き・利用決定までの流れ

2号・3号認定の場合の手順



入園の申請に必要な書類

○記入誤りがあった場合は、二重線で訂正をお願いします。
○鉛筆や消えるボールペンで書かれた書類は受付できませんので、ご注意ください。

全ての方が必要な書類

- (1) 子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用調整申込書
- (2) 利用調整調査票
- (3) 子どもの健康問診票
- (4) 保育を必要とすることを証明する書類（※同居所に65歳未満の祖父母がおられる場合、祖父母分も提出が必要です）
- (5) 保育園・認定こども園の申込書類提出チェック表

保護者の状況		必要な書類
就労	就労されている方 自営業の方	○就労証明書 ○直近の確定申告書の写し ○開業届等（準備中の方は事業開始に必要な書類「契約書等」）
	就労することが内定している方	○内定先の就労証明書 ○雇用契約書など、内定が分かる書類
妊娠・出産	妊娠中及び出産後間もない方	○母子健康手帳（表紙と分娩予定日が記載されている頁）の写し
疾病	病気やけがの方	○疾病・障がい証明書 ※本人の記載に加え、医療機関に記載してもらう必要があります。
障がい	障がいのある方	○身体障害者手帳（1級～4級）の写し ○療育手帳の写し
看護・介護	看護・介護をしている方	○看護・介護証明書 ※本人の記載に加え、医療機関に記載してもらう必要があります。
災害・復旧	災害を受けた方	○罹災証明書
求職活動	仕事を探している方	○就労以外の事由による証明書に活動報告を記載 ○ハローワークの受付票の写しなど
就学	就学している方（就学予定も含む）	○学生証（在学証明書）の写し ○授業カリキュラムの写し
育児休業	育児休暇中の方	○就労証明書 ○復職誓約書

対象となる方のみ必要な書類

該当する項目	必要な書類
ひとり親家庭	○児童扶養手当証書の写し ○遺族年金等証書の写し ○戸籍全部事項証明書（未婚のひとり親世帯のみ）
転入予定の場合	○世帯全員の住民票（マイナンバーの記載） ○売買（賃貸）契約書等転入先が確認できるもの ○保護者の課税証明書（令和6年1月1日現在の住所が羽曳野市以外の場合）
単身赴任の方	○マイナンバーが確認できるもの（住民票が市外の方のみ）
海外赴任の方（いずれか）	○市民税額が分かるもの ○日本国外の総収入が分かる書類
申込児童・同居親族が障害者手帳を持っている場合	○身体障害者手帳の写し ○療育手帳の写し ○精神障害者保健福祉手帳の写し

利用調整(選考)基準について

※利用調整(選考)基準表は、市ウェブサイトに掲載しています。

入園可能人数を超えて申込があった場合、利用調整(選考)基準の点数により、点数が高い児童から入園を決定します。
 なお、保護者(父母等)の点数については、それぞれの状況に基づいて審査し、低い方の点数で調整します。

＜考え方＞

- ①ダブルワークをされている場合は、就労時間を合算します。
- ②入園基準日が、出産予定日を基準として計算し、産前8週(多胎妊娠は産前14週)・産後8週に該当する場合、他の事由があっても「妊娠・出産」の事由での利用調整(選考)となります。
- ③育児休業期間中の方の場合は、入園日から1か月以内に育児休業を終了し、復職できる場合に入園の対象となります。
- ④希望順位にかかわらず、保育を必要とする事由の高い方から選考します。第1希望のみの希望が有利ということはありません。同点数の場合のみ、希望順位に基づいて利用調整(選考)する場合があります。

羽曳野市内 認可保育施設

	施設区分		施設名	所在地	電話	定員	保育年齢	開園時間 (月～金)	開園時間 (土)
1	保育園	公立	下開保育園	古市 1394	958-3318	100	0～5	7:30～19:00	7:30～19:00
2			軽里保育園	軽里 3-222	958-3338				
3			はびきの保育園	はびきの 4-20-17	958-3328				
4		私立	高鷲保育園	南恵我之荘 2-6-22	953-3883	150		7:00～19:00	各施設にお問い合わせください
5			あおぞら保育園 ※1	古市 2-2-27	950-1105	120			
6			ベビーハウス社協	高鷲 9-2-17	930-0240	120			
7			誉田保育園 ※1	誉田 3-2-30	958-2525	130			
8			郡戸保育園 ※1	郡戸 394-2	938-5280	135			
9			くるみ共同保育園	壺井 508-1	957-3282	45			
10	幼保連携型認定こども園	公立	こども未来館たかわし	恵我之荘 2-10-13	955-0730	40	3～5	7:30～19:00	7:30～19:00
11			向野こども園	向野 523	乳児棟 931-1800 幼児棟 931-1801	240			
12		私立	高屋保育学園	古市 7-4-1	957-1234	135	7:30～19:00	各施設にお問い合わせください	
13			さかたがはらこども園	東阪田 264	956-6246	180			
14			明の守こども園	島泉 9-18-20	954-9630	160			
15	四天王寺悲田院こども園	学園前 6-1-1	957-7517	160	7:30～19:00				

○下開保育園、古市幼稚園、駒ヶ谷幼稚園、古市南幼稚園

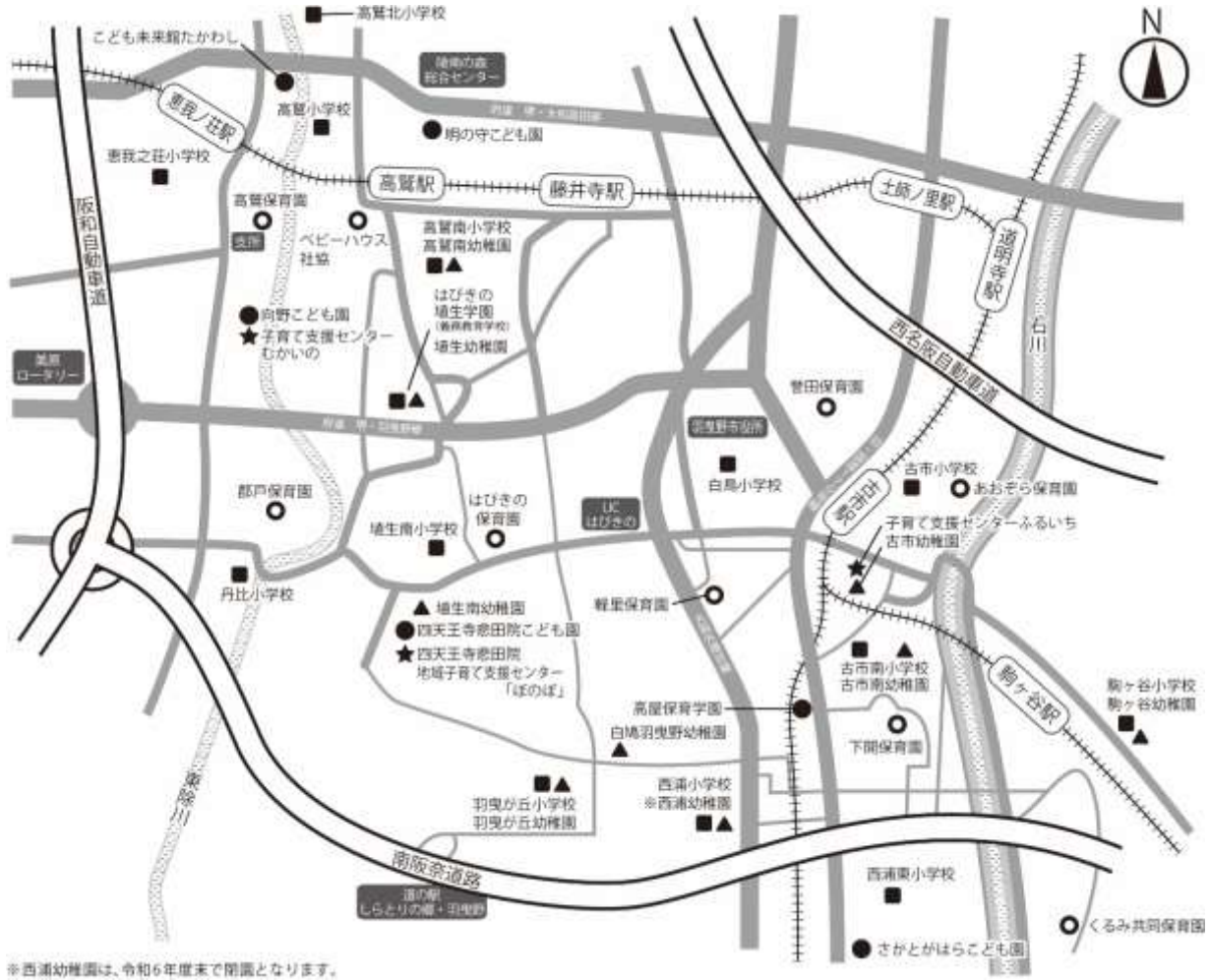
令和8年4月 羽曳野市の「第3のこども園」として、再編・統合予定 (新設場所: 現下開保育園付近)

○軽里保育園、西浦幼稚園(令和6年度から募集停止)、西浦東幼稚園(令和3年度閉園)、白鳥幼稚園(令和4年度閉園)

令和10年4月 羽曳野市の「第4のこども園」として再編・統合(民営化等検討)予定(新設予定場所: 現第1給食センター跡地)

○※1「あおぞら保育園」、「誉田保育園」、「郡戸保育園」は、令和7年4月1日に、「幼保連携型認定こども園」へ移行予定

◆所在図(略図)



※西浦幼稚園は、令和6年度末で閉園となります。

記号の見かた

- 認定こども園
- 保育園
- ▲ 幼稚園
- 小学校・義務教育学校
- ★ 子育て支援センター

(令和6年8月現在)

羽曳野市外の保育施設を希望される方へ

- ①市外の保育施設の入園を希望される場合、原則、羽曳野市を通じて委託申込となります。
- ②入園の選考は、希望先の市町村で行われます。選考結果の回答があり次第、羽曳野市よりお知らせします。
- ③市町村によって、1次選考申込受付期間が異なります。書類送付等の事務手続に期間を要するため、あらかじめ希望先の市町村にお問い合わせのうえ、希望先市町村の申込締切の10日前までに、羽曳野市へ申し込んでください。それ以降に申込をされた場合は、希望先の市町村の申込締切日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。
- ④市外の保育施設を利用できる期間は、最長1年間で年度末(3月末)までです。翌年度も引き続き利用を希望される場合は、年度毎に申込が必要です。なお、毎年入園の選考は、希望先の市町村で行われますので、利用できない場合もあります。

必要な書類

- 羽曳野市内の保育施設の入園申込と同じもの
- 希望先の市町村が求める書類

利用者負担額(保育料・給食費)について

◆保育料

- ①保育料は、保護者の市民税所得割課税額の合計で決定します。ただし、保護者の市民税額が非課税等の場合は、同居する祖父母等の課税額により決定します。
- ②未申告の方は、必ず市民税申告を済ませてください。未申告などにより市民税課税状況の確認がとれない場合は、保育料が最高額となります。
- ③修正申告等により、税額に変更が生じた場合は、速やかに子ども保育課まで変更後の税資料(修正申告書の控えのコピーなど)をご提出ください。市民税額が変わり、保育料が変わる場合は、当年度分まで遡って保育料を変更します。ただし、当年度の3月末までに税資料の提出があった場合に限りです。年度が替わると、変更ができませんのでご注意ください。
- ④婚姻の有無に関わらず、同じ住所に同居されている場合、その方の課税状況も確認し、保育料を決定します。また、離婚調停中かつ別居されている場合は、事件係属証明書等のご提出により、別居されている方の課税額は合算せずに、保育料を決定します。

毎年9月に利用者負担額(保育料・給食費)の切り替えがあります

令和 6 年					令和 7 年							
4月	5月	6月	7月	8月	切替	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和 6 年度市民税所得割額で決定(5か月)					令和 7 年度市民税所得割額で決定(7か月)							

◆利用者負担額(保育料・給食費)の支払い方法について

利用施設	公立/私立	利用者負担額	支払先	支払い方法
保育園	公立	保育料、給食費	羽曳野市	口座振替※
	私立	保育料	羽曳野市	口座振替※
		給食費	各保育園	各施設にお問い合わせください
認定子ども園	公立	保育料、給食費	羽曳野市	口座振替※
	私立	保育料、給食費	各認定子ども園	各施設にお問い合わせください

※振替日は毎月月末です。(月末が土日祝日の場合、翌営業日)

※口座振替に伴う「保育料等口座振替依頼書 自動払込利用申込書」は、金融機関に直接ご提出ください。

◆給食費(主食費・副食費) 3歳児以上

給食費は、主食費と副食費(おかず等)に分かれます。副食費について、①～③のいずれかに該当する場合は免除されます。

①世帯の第3子以降の児童の場合

※2号利用の場合、保育施設を利用する小学校就学前の最年長の児童を第1子としてカウントします。

1号利用の場合、小学校3年生以下の最年長の児童を第1子としてカウントします。

②ひとり親・在宅障がい者のいる世帯で、世帯の市民税所得割額の合計が77,101円未満の場合

③上記以外で父母の市民税所得割額の合計が57,700円未満の場合

※②、③については、保護者の市民税額が非課税等の場合は、同居する祖父母等の課税額により決定します。(保育料の算定方法と同じ)

修正申告等により、税額に変更が生じた場合は、速やかに子ども保育課まで変更後の税資料(修正申告書の控えのコピーなど)をご提出ください。市民税額が変わり、副食費徴収の有無に変更がある場合は、当年度分まで遡って変更します。ただし、当年度の3月末までに税資料の提出があった場合に限りです。年度が替わると、変更ができませんのでご注意ください。

◆令和7年度羽曳野市保育施設等利用者負担額表

令和6年9月時点

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額 (月額)	
階層	定 義			3歳未満児	
				標準時間	短時間
A	生活保護世帯による被保護世帯(単給世帯を含む)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の4に規定する里親			0円	0円
B	市民税非課税世帯	B0	ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)	0円	0円
		B1	一般世帯	0円	0円
C	市民税所得割額 48,600円未満の世帯	C1	ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)	3,500円	3,500円
		C2	一般世帯	10,700円	10,600円
D	市民税所得割額が右の区分に該当する世帯	D0	48,600円以上 77,100円未満のうちのひとり親世帯等	3,500円	3,500円
		D1	48,600円以上 53,600円未満の世帯	12,700円	12,500円
		D2	53,600円以上 61,000円未満の世帯	14,300円	14,100円
		D3	61,000円以上 70,000円未満の世帯	16,200円	16,000円
		D4	70,000円以上 82,000円未満の世帯	20,300円	20,000円
		D5	82,000円以上 97,000円未満の世帯	21,700円	21,400円
		D6	97,000円以上 116,000円未満の世帯	26,000円	25,600円
		D7	116,000円以上 140,000円未満の世帯	31,000円	30,500円
		D8	140,000円以上 169,000円未満の世帯	37,000円	36,400円
		D9	169,000円以上 205,000円未満の世帯	42,500円	41,800円
		D10	205,000円以上 249,000円未満の世帯	46,000円	45,300円
		D11	249,000円以上 301,000円未満の世帯	48,500円	47,700円
		D12	301,000円以上 397,000円未満の世帯	55,000円	54,100円
D13	397,000円以上 または未確定の世帯	72,800円	71,600円		

※市民税所得割額は、寄附金税額控除、住宅借入金、配当控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除等特別控除を行う前の額を用いるものとします。



入園に関する情報は、市のウェブサイトにも公開しています。





◆多子世帯の保育料の軽減をさらに進めています！

令和6年4月より羽曳野市では、市の独自施策として、国が定める多子軽減の所得制限等を撤廃し、認可保育施設(保育園・認定こども園等)に通う**第2子以降の保育料を全て無償**としています。なお、国の幼児教育・保育の無償化に該当し、保育料がすでに無償となっている方は対象外となります。

【軽減例】 きょうだい3人の場合

第1子	第2子	第3子
		
小学生	1歳児	0歳児
R5	半額	無償
R6~	無償	無償

きょうだい2人の場合

第1子	第2子
	
高校生	2歳児
R5	半額
R6~	無償

①多子カウントの対象となるきょうだいは、生計が一緒のきょうだいに限ります。

②きょうだいが就学、療養等の都合上別居している場合(例:学生寮で暮らす学生など)であっても、生計が一緒であるとみなせる場合は、「保育料の多子軽減に係る届出書」をご提出いただくことで対象となる場合があります。

◆その他の諸経費について

利用者負担額(保育料・給食費)とは別に、教材費・園外活動費等の諸経費を徴収します。
詳しくは、各施設へお問い合わせください。

◆保育料の滞納について

羽曳野市が徴収する保育料(公立保育園、公立こども園、私立保育園)については、各月末までに保育料の納付がないときは、督促状や催告書の送付を行います。保育料の未納が続く場合は、財産調査(金融機関や勤務先への照会)の対象となり、給与・預貯金・不動産などの差し押さえ等の滞納処分を行います。納付相談は随時行っていますので、お支払いが難しい場合はご相談ください。

私立認定こども園が徴収する保育料に滞納が生じた場合は、各施設により厳正に対処することとなります。分割納付等についても、各施設にご相談ください。滞納が続く場合は、施設との契約不履行となり、退園となる場合があります。

入園申込に係る注意事項について

◆入園希望について

①希望施設は、いくつでも記入できます。

②入園決定後の施設変更はできませんので、決定した場合に通園できるか、必ず確認してからご記入ください。

そのため、入園申込にあたり、希望される園の事前見学をおすすめします。

③入園日は、毎月1日のみとなります。(緊急一時保育を除く)

④1次申込受付期間中は、4月1日入園を希望される方のみとなります。

産休・育休中で、年度途中(令和7年5月以降)からの利用を希望されている方は、1次申込受付期間後から利用希望日の前月の5日(閉庁の場合は翌開庁日)までにお申し込みください。

◆入園結果について

- ①1次申込受付期間内に申込をされた方は、令和7年4月1日時点の要件により認定審査及び利用調整を行います。
- ②利用調整結果の通知書は、令和7年1月中旬に発送予定です。通知発送前のお問い合わせには一切お答えできません。

◆2次選考について

1次選考で「利用不可」となった世帯で、2次選考においても、引き続き調整が必要な場合は、こども保育課までご連絡ください。
その際、希望園の変更・追加も可能です。なお、2次選考の結果については、決定者のみ通知となります。

◆出生予定児童について

令和6年10月12日(土)～25日(金)までの出生予定児童は、1次申込受付期間内として取り扱います。
出生後、令和6年11月8日(金)までにお申込みください。

◆転園希望について

- ①転園希望は、1次選考においてのみ、新規申込と同じ扱いで利用調整を行います。
- ②申請書の希望施設欄に、現在通園中の施設名を第2希望園以下にご記入ください。転園ができなかった場合、利用調整結果には、通園中の施設名を記載しています。
- ③変更や取り下げは、1次選考申込受付期間内に申し出てください。
- ④利用調整の結果、転園が決定した場合、転園申込が優先され、現在の保育施設には継続入園できません。

◆令和7年度途中(5月1日以降)の入園について

毎年、4月当初でおおむね定員に見合う入園児童を決定しますので、年度途中での入園は厳しい状況です。4月以降に希望保育施設で欠員が生じた範囲で、申請者の中から利用調整(選考)を行い、入園が決定した方のみ入園の決定を連絡します。

◆令和6年度途中入園申込について

令和6年度の途中入園を希望する方は、別途「令和6年度の申込用紙」の提出が必要です。利用調整調査票・子どもの健康問診票・就労証明書については、令和7年度入園申込分のコピーでも可能です。

◆申請書について

- ①一度申請されると、年度内については申請を取り下げない限り、原則として5月入園以降も利用調整の対象となります。入園が保留となったとしても、申請書を再提出していただく必要はありません。ただし、保育の必要な事由に該当する必要があります。
- ②各締め切り日時点での状況で利用調整させていただくため、就労や家庭の状況など申請内容に変更があった場合は、速やかにこども保育課までご連絡のうえ、必要書類をご提出ください。

◆入園辞退について

例年、入園決定後に辞退される方がおられます。より多くの方に、速やかに入園決定をするため、申請後に事情の変更があり、入園が不要となった場合は、その時点でお知らせください。

◆1号認定(教育)から2号認定(保育)への変更について

1号認定(教育)で認定こども園を利用している方が保育を必要とする事由により、2号認定(保育)での利用への変更を希望する場合についても、1次申込期間内に、申請書一式を提出してください。

◆公立こども園(1号認定・教育)と併願希望の方

1次結果で2号認定が保留の場合、1号認定で入園許可及び支給認定を決定します。物品購入日時等、各施設にご確認ください。なお、私立こども園については各施設にご確認ください。

◆就労予定の方

就労予定の方で、4月1日入園が決定した場合、必ず1か月以内に就労を開始してください。就労開始後に再度「就労証明書」の提出が必要となります。

◆妊娠・出産を事由とする方

- ①他に保育を必要とする要件がある方であっても、母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日が記載されている頁）を提出してください。
- ②出産予定日を基準として計算し、入園希望日が産前8週・産後8週（多胎妊娠は産前14週）に該当する場合、就労証明書を提出されていても「妊娠・出産」の要件として利用調整をします。

◆育児休業中の方

- ①育児休業中の方は、入園後、1か月以内に育児休業を終了して復職できる方が対象となるため、「就労証明書」の「育児休業の取得」「復職(予定)年月日」の欄に必要事項を記入してもらってください。
- ②育児休業中の方で転所申込をする場合についても、新規申込と同様に復職することが条件となりますのでご注意ください。
- ③職場復帰の際、「復職誓約書」の提出が必要となりますので、市のウェブサイトよりダウンロードしていただき、こども保育課にご提出ください。

◆求職中の方

4月1日入園の場合、6月末日までが在園期間となります。それまでに勤務先を決定したうえで就労証明書の提出が必要になります。提出がない場合は、6月末日をもって退園となります。

◆転入予定の方

入園日（毎月1日）までに住民票を羽曳野市に異動してください。

◆市民税申告について

- ①令和7年(4月～8月分)の保育料の算定にあたっては、令和6年度の市民税額に基づいて決定するため、市民税申告が未申告の方は必ず申告を済ませてください。
- ②利用調整(選考)の際に、「同点となった場合の優先段階」において、「市町村民税の所得割額」を用いる場合に、市民税未申告等で税情報が確認できない場合は、選考上、優先されませんのでご注意ください。

◆ならし保育について

お子さんが新しい環境に慣れていくために、短い時間からのお預かりにご協力いただく期間です。ならし保育の実施状況・期間については、各保育施設で異なりますので、直接各施設へお問い合わせください。

◆利用の解除について

以下の理由により、入園中でも、利用を解除をする場合がありますのでご注意ください。

- ①世帯状況、就労等の状況において、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合（随時、就労状況の実態調査を行う場合があります。）
- ②正当な理由がなく、保育料等の滞納がある場合
- ③必要な書類の提出がない場合 など

◆待機証明書の発行

育児休業の延長や育児休業給付金の受給のために、「入園できていない証明」が必要な場合があります。羽曳野市では「待機証明書」を発行していますが、取得には、保育園・こども園の入園申請が必要になります。また、「いつの日付の証明が必要か」などは勤務先にご確認ください。

入園後の注意事項について

次のような場合は、変更の申請や届出が必要です。

○住所や世帯に関わる変更があったとき

- ①転居(羽曳野市内) ※羽曳野市外への転居の場合は原則退所となります。
- ②離婚、婚姻、祖父母や親族等との同居・別居、出産、死亡、氏名変更など
保育料等の変更が生じることがありますので必ず手続きをしてください。

○教育・保育給付認定に変更があるとき

- ①就労状況等に変更があったとき(時間・日数・場所等)
- ②退職・就職・転職したとき、休職したとき
- ③妊娠・出産をするとき
- ④育児休業を取得するとき
- ⑤保育を必要とする事由に変更があるとき(例「就労」から「疾病」への変更など)
- ⑥その他教育・保育給付認定に係る事項を変更するとき

子育てのための施設等利用給付のご案内

①認定こども園の教育(1号)の預かり保育料について

「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。利用開始までにこども保育課まで申請してください。

給付額(軽減される額)

○3歳児～5歳児の園児

「450円×預かり保育の利用日数」と実際に要した利用料を比較し、低い方の金額
(月額「11,300円」の範囲内に限ります。)

○非課税世帯に属する満3歳の子ども

「450円×利用日数」と実際に要した利用料を比較し、低い方の金額
(月額「16,300円」の範囲内に限ります。)

②認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業などの利用料について

「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。利用開始までにこども保育課まで申請してください。

給付額(軽減される額)

○3歳児～5歳児の子ども

「37,000円」と実際に要した利用料を比較し低い方の金額

○非課税世帯に属する、0歳児～2歳児の子ども

「42,000円」と実際に要した利用料を比較し、低い方の金額

◆請求及び支払い方法について【①、②共通】

幼稚園・認定こども園などの預かり保育事業及び認可外保育施設などの利用料は、一旦施設にお支払いいただきます。後日、市役所へ請求していただき、審査後、指定口座へお振込みします。

請求は、毎月請求もしくは、まとめて請求していただくことが可能です。請求権は利用日より2年間ありますが、できる限り、当該年度分については、翌年度4月15日頃までに請求してください。